

大阪市における電子マニフェスト使用促進の 取組みについて

大阪市環境局環境管理部環境管理課産業廃棄物規制グループ

1 電子マニフェスト使用促進の経緯

大阪市では、過去の上下水道工事の検査資料として提出されたマニフェスト伝票の偽造が判明したため、不正の再発防止の観点から、電子マニフェスト使用促進に取り組んできました。さらに、電子マニフェストのメリットを活かした対策強化を念頭において検討を進め、今般、来年度からの大阪市発注工事における電子マニフェスト使用の義務化を正式決定しました。併せて、本市が排出する産業廃棄物の処理委託でも電子マニフェストを使用することとし、実施に向けた準備を進めています。

2 大阪市発注工事における 電子マニフェスト義務化について

(1) マニフェスト伝票偽造防止のための電子マニフェスト使用促進

大阪市の上下水道工事では、受注者である元請業者に対して、掘削した配管やアスファルト、路盤材などの産業廃棄物の処理にあたって交付したマニフェスト伝票のコピーを工事報告書に添付するよう求めています。2018年度に、この報告書に虚偽のマニフェスト伝票が用いられていたことが発覚しました。その主な理由は、工事設計書類に記載される産業廃棄物の発生予定数量と実際に発生した産業廃棄物の数量が大きく異なる場合や過積載の実績が生じた場合に、元請業者による発注局への説明が煩雑

になることから、これらの実績を調整するためであったことが明らかになりました。

そこで、今後の工事においては適正な報告を求めるため、紙のマニフェスト伝票ではなく、排出事業者、収集運搬業者、処分業者それぞれが情報を登録し、運用後は安易に数値を書き換えできない電子マニフェストの使用を検討しました。

まず、2019年度から一部の工事において、原則電子マニフェストの使用を仕様書で定めた、「電子マニフェストの試行工事」を開始しました。この試行工事では電子マニフェストの使用義務までは課していませんが、紙のマニフェスト伝票を使用する場合には、理由書の提出や受注者が提出する報告書に処分業者が確実に処分したことを確認した旨の記載（処分業者の押印）を求めるとともに、当該工事現場への抜き打ち立入検査を実施するなどの受注者の事務作業の負担が増える方法を採用し、電子マニフェスト使用への誘導を図ってきました。

(2) 大阪市発注工事における電子マニフェスト使用の義務化

今後、より一層不正の再発防止を徹底するため、工事発注部局や契約担当部局で構成する工事における不正防止の取組みを検討する組織において議論を重ね、本年7月1日に、2022年度からの大阪市発注工事における電子マニフェスト使用の義務化を正式決定しました。決定した義務化制度の概要は次のとおりです。一部制度の詳細に関しましては、引き続き検討を行って

います。

【対象工事】

大阪市が発注する全ての工事^{*}（2022年度(令和4年度)から）

※対象外工事（監督員の事前の承諾が必要）

- ・災害等により電子マニフェストを使用できない場合
- ・設計上発生することが想定されていない種類の産業廃棄物が発生し、紙マニフェストでしか処理できない場合

【ペナルティ】

電子マニフェストを使用しない受注者へは、措置を実施

- ・大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置の適用^{*}
- ・工事成績評定の減点

※詳細検討中

3 電子マニフェスト義務化に向けた普及促進の取組み

(1) 制度説明会の実施（第1回：7月8日実施（72人参加）、第2回：年末頃を予定）

大阪市担当者からの制度概要説明とともに、JWセンターご担当者様より電子マニフェストシステムの概要についてご講演いただきました。複数の参加事業者からご質問をいただき、有意義な説明会となりました。



写真1 義務化制度説明会の様子

(2) 操作研修会の実施（8月から来年3月まで、計16回実施予定）

電子マニフェストシステム操作研修会をJWセンターのインストラクターの方を講師にお招きして8月から開始しており、8月実施の第1回、第2回に計27人に参加いただきました。また、9月実施の第3回、第4回、10月実施の第5回も定員に達する（8月20日現在）など、高い関心をいただいています。



写真2 操作研修会の様子

大阪市における電子マニフェスト使用促進の取組みについて

(3) その他の周知の取組み

義務化制度概要を記載したチラシ、説明会や研修会の開催案内を用いた周知は、業界団体や大阪府域の産業廃棄物を担当する自治体にも協力依頼を行うとともに、効果的な周知のため、大阪市のウェブサイトへの資料掲載や大阪市環境局のYou Tubeチャンネルへの説明会内容の掲載を予定しています。

(4) 発注済みの大阪市発注工事における電子マニフェスト使用促進

前述の試行工事において紙のマニフェスト伝票を使用した場合は、大阪市が受注者より報告を受けたマニフェスト伝票の処分業者側での照合確認や立入検査を強化し、あわせて電子マニフェストの使用を要請する取組みを強化しています。

4 大阪市が排出する産業廃棄物の処理における電子マニフェストの使用

大阪市が排出事業者として産業廃棄物の収集運搬や処分を委託する場合についても、2022年度（令和4年度）から電子マニフェストを使用します。

現在、大阪市には、24の区役所及び27の室・局がありますが、電子マニフェストシステムに加入している組織は現在のところ少数であることから、未加入の各組織が今年度中に電子マニフェストシステムへ円滑に加入するため、環境局が代表となってJWセンター様との調整を進めています。

また、これらの未加入の各組織に対して、電子マニフェストシステム運用のための予算措置な

どの事務手続き、システム操作などに係る説明や研修などを環境局が実施し、全庁的な電子マニフェスト使用へ対応できるよう準備を進めています。

5 大阪市における電子マニフェスト使用促進の取組みによるメリット

これらの大阪市の電子マニフェスト使用促進の取組みにより、大阪市発注工事における不正行為の再発防止だけでなく、大阪市域における電子マニフェストの使用率向上をめざしています。大阪市域における電子マニフェストの使用率は、最新の2019年度実績で63%ですが、この電子マニフェスト使用率の目標を、国の目標と同様「2022年度70%」に定め、取組みを進めています。



写真3 電子マニフェスト使用促進プロジェクトメンバー

(後列左から) 大橋昭夫担当係長、棚橋良平課長代理
(前列左から) 船木涼平係員、深谷真実係員、井口麻衣係員
(撮影時のみマスクを外しています)

大阪市環境局環境管理部環境管理課 産業廃棄物規制グループの概要

所在地：大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1
あべのルシアス13F

業務内容：産業廃棄物収集運搬処分業の許可及び指導監督。PCB廃棄物の適正処理推進。産業廃棄物処理施設の許可。